

# 小松島市地域防災計画

## 概要版



平成 26 年 2 月

小松島市防災会議



# 目 次

<b>1</b>	<b>地域防災計画とは</b>	<b>1</b>
	第1章 計画の目的	1
	第2章 修正の方針	1
	第3章 計画の構成	1
<b>2</b>	<b>共通対策編</b>	<b>2</b>
	第1編 総則	2
	第1章 市及び市民・民間事業者・地域団体の基本的責務	2
	第2編 災害予防計画	3
	第1章 自助・共助（市民等が行政と協力して行う備え）	3
	第2章 公助（行政が市民等と協力して行う備え）	4
	第1節 避難	4
	第2節 被災者支援	5
	第3節 災害時要援護者等安全確保	5
	第4節 自主防災組織育成	5
	第5節 防災知識普及	6
	第6節 防災訓練	6
	第3章 公助（行政が行う備え）	6
	第1節 火災等予防	6
	第2節 ボランティア受入体制整備	7
	第3節 広域応援	7
	第4節 情報通信ネットワーク整備	7
	第5節 防災拠点施設管理	8
	第3編 災害応急対策計画	8
	第1章 公助（行政が市民等と協働して行う備え）	8
	第1節 災害情報収集・伝達	8
	第2節 災害情報広報	8
	第3節 避難	9
	第4節 指定避難所設置運営	10
	第5節 消防	10
	第6節 救援・救護	11
	第7節 災害時要援護者支援	11

第2章 公助（行政が行う備え）	11
第1節 災害対策本部設置	11
第2節 職員参集・動員	12
第3節 緊急輸送路等確保	12
第4節 医療救護活動	12
第5節 救助	12
第6節 消防防災ヘリコプター活用	12
第7節 応援要請・受入体制整備	13
第8節 自衛隊災害派遣要請	13
第9節 災害救助法適用	13
第10節 ボランティア活動受入	13
第11節 文教対策	14
第12節 被災者保護・援護	14
第13節 緊急輸送実施	14
第14節 交通確保	14
第15節 建築物応急復旧	14
第16節 公共施設等応急復旧	15
第17節 清掃	15
第18節 行方不明者・遺体搜索・処理及び火葬	15
第19節 義援金品配分	15
第4編 災害復旧・復興計画	16
第1章 公助（行政が行う備え）	16
第1節 災害復旧・復興計画の策定	16
第2節 被災者生活安定化	16
<b>3 地震・津波災害対策編</b>	<b>17</b>
第1編 地震・津波浸水想定	17
第1章 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定概要	17
第2章 徳島県津波浸水想定（平成24年10月）	17
第3章 徳島県南海トラフ巨大地震震度分布想定（平成25年7月）	18
第2編 災害予防計画	18
第1章 公助（行政が行う備え）	18
第1節 建物の耐震化	18
第2節 土砂災害等予防	19
第3節 津波浸水予防	19
第4節 火災等予防	20
第5節 危険物施設等の災害予防	21

第6節	水道施設の災害予防	21
第7節	都市防災機能の強化	21
第8節	液状化対策	21
第9節	災害時帰宅困難者等対策	21
第10節	自治体業務継続計画（BCP）	22
第11節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	22
第12節	地震・津波災害対策に関する調査研究	22
第3編	災害応急対策計画	22
第1章	公助（行政が行う備え）	22
第1節	東海地震の警戒宣言に伴う備え	22

## 4 風水害対策編 23

第1編	災害予防計画	23
第1章	公助（行政が行う備え）	23
第1節	水害予防	23
第2節	風害予防	23
第3節	高潮・浸水予防	23
第4節	土砂災害等予防	24
第5節	建築物災害予防	24
第6節	雪害予防	24
第7節	気象業務整備	24
第2編	水防計画	28

## 5 大規模事故等災害対策編 29

第1編	災害予防計画	29
第1章	公助（行政が行う備え）	29
第1節	海上災害対策	29
第2節	航空災害対策	29
第3節	鉄道災害対策	29
第4節	道路災害対策	29
第5節	危険物等災害対策	29
第6節	大規模な火事災害対策	29
第7節	林野火災対策	29
第8節	原子力災害対策	30

第2編 災害応急対策計画	30
第1章 公助（行政が行う備え）	30
第1節 海上災害応急対策	30
第2節 航空災害応急対策	30
第3節 鉄道災害応急対策	30
第4節 道路災害応急対策	30
第5節 危険物等災害応急対策	30
第6節 大規模な火事災害応急対策	30
第7節 林野火災応急対策	31
第8節 原子力災害応急対策	31

# 1 地域防災計画とは

## 第1章 計画の目的

地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、小松島市の地域における災害から市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、又は被害を最小限に止めることを目的として、市や防災関係機関が行うべき災害予防対策や災害応急対策、災害復旧・復興対策を定めています。

## 第2章 修正の方針

- 東日本大震災の経験を踏まえ、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を取り入れるとともに、被災したとしても人命が失われないことを最重視する
- 東日本大震災の被害・対応・教訓を踏まえ、より実効性の高い計画とする
- 国や県の地震・津波対策や被害想定に応じ、計画を全般に見直す
- 減災の視点に重きをおき、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせた予防対策を推進する

## 第3章 計画の構成

小松島市地域防災計画は4編及び資料編で構成し、それぞれ次の災害について定めています。

構成	内容
共通対策編	各災害対策に共通している事項 (予防、応急対策、復旧・復興)
地震・津波災害対策編	地震・津波災害
風水害対策編	水害、風害(台風、竜巻等)
大規模事故等災害対策編	海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、 危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災、 原子力災害
資料編	—

## 2 共通対策編

### 第1編 総則

#### 第1章 市及び市民・民間事業者・地域団体の基本的責務

大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関の対応には限界があります。そのため、災害に備えた市民・民間事業者・地域団体（自主防災組織等）の基本的責務（役割）を定めています。

	役割
市	(1)市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県などの協力を得て防災活動を実施する (2)関係機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に実施されるよう勧告、指導、助言等の措置をとる (3)市民や民間事業者、地域団体等が役割を果たすよう連携をとるとともに、指導、助言等の措置をとる (4)市民や自主防災組織等の地域団体等が行う自発的な防災活動を一層促進する (5)ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を考慮し、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める
市民	(1)災害発生時に必要な生活必需物資の備蓄 (2)防災訓練やその他防災活動への参加 (3)過去の災害から得られた教訓の伝承やその他取組による防災への寄与
民間事業者	(1)災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定・運用 (2)市が実施する防災に関する施策への協力 (3)取引先とのサプライチェーンの確保
地域団体	(1)地域内の危険箇所の把握と改善 (2)地域内の防災体制の整備 (3)防災訓練やその他防災活動の実施 (4)地域内の被災状況等の情報収集及び市への報告 (5)地域住民への被災状況等の情報伝達 (6)被災者及び災害時要援護者への支援 (7)避難所等の開設・運営



## 第2編 災害予防計画

### 第1章 自助・共助（市民等が行政と協力して行う備え）

市民・民間事業者・地域団体は、行政と協働で以下について行うよう努めます。

#### 地震の揺れに備える

自宅の耐震診断、家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止などを実施する。



#### 地震に伴う火災に備える

ストーブなどの火気器具の定期的な補修点検、火災報知器の点検などを実施する。

#### 災害時のけがや人命救助に備える

救命講習や訓練への参加、応急手当の学習などを実施する。



#### 土砂災害に備える

大雨時のパトロール、土のう等の機材の準備を実施する。

#### いざという時の避難に備える

避難場所や避難経路の把握、家族の連絡先の把握、避難所の開設・運営等に関する避難訓練などを実施する。



#### 食料・生活必需品の不足に備える

食料、生活必需品、調理用器具（カセットコンロ等）などを備蓄する。



#### ライフラインの停止に備える

停電のための懐中電灯の準備、断水のための飲料水の備蓄などを実施する。



#### 正確で素早い情報入手に備える

災害情報を入手するための方法の確保（携帯ラジオ等の準備）などを実施する。

#### 防災に関する知識を身につける

災害に関する知識の習得、防災訓練、災害履歴の把握、被災経験の伝承等を実施する。



## 第2章 公助（行政が市民等と協力して行う備え）

### 第1節 避難

市は、災害時における水害、火災、地盤災害、地震発生時における津波等から住民の生命、身体の安全を確保するため、総合的かつ計画的な避難対策を行う必要があり、以下の対策等を実施します。

#### ○ 避難場所の確保

水害、延焼火災等の危険性の高い地域について、住民等を安全に避難させるため、必要に応じ定められた基準に基づいて一時的な避難のための広域避難場所を指定します。

#### ○ 避難路の選定

住民が安全に広域避難場所等へ避難するための避難路を、定められた基準に基づいて選定し、確保します。

#### ○ 避難に関する広報の実施

住民が的確な避難行動をとることができるよう、避難に関する広報活動を行うとともに、避難場所の標示板を設置し、住民に対して周知徹底を図ります。

#### ○ 避難計画の作成

災害発生時において、安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、具体的な避難計画を作成しておきます。

#### ○ 津波からの避難対策の実施

- 国や県が実施した南海トラフ地震による被害想定結果等を踏まえ、津波被害が予想される地区について、津波避難場所及び避難路の選定など適正な避難計画の整備等を行うとともに、津波避難施設（避難タワー、大規模盛土、四国横断自動車道避難場所等）の整備、既存施設の改修等を検討します。
- 住民の安全確保に努め、平常時から津波避難に関する留意事項等を関係地域住民に周知しておくとともに、避難訓練を実施して必要に応じて避難計画を見直します。
- 特に、津波避難計画は、実効性の確保及び住民等の避難意識の啓発等の観点から、住民の参画を得て作成するよう努めます。
- ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めます。
- 避難場所については、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備や必要な物資の備蓄に努めます。
- 市民に対して津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線の他に、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ（ケーブルテレビ含む）、ラジオ（コミュニティFM含む）、携帯電話（緊急速報メール含む）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図ります。



## 第2節 被災者支援

---

災害発生後、避難した被災者に対して、収容保護を目的とした施設の提供が必要となるため、指定避難所の整備を行う必要があります。

また、市民等の安全な避難先を確保するため、高台にある公園や広場といった場所を、指定緊急避難場所として指定及び整備を行う必要があります。

さらに、被災者への食料、生活必需品等の迅速な供給を行う必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 指定避難所の整備（中長期的に滞在する避難場所）
- 指定緊急避難場所の整備（一時的な避難を行う避難場所）
- ハザードマップ等による避難場所等の広報
- 飲料水や食料品等の供給体制の整備

## 第3節 災害時要援護者等安全確保

---

市は、災害時要援護者である高齢者、乳幼児、傷病者及び身体障がい（児）・者等災害適応能力の弱い者や言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人の安全確保対策を積極的に推進するため、以下の対策等を実施します。

- 災害時要援護者の支援体制の確保

市は、県の作成した災害時要援護者支援対策マニュアルをもとに、市の災害時要援護者支援マニュアルの整備に努めます。

- 社会福祉施設の安全確保等
- 災害時要援護者への防災対策
- 外国人への防災対策



## 第4節 自主防災組織育成

---

災害からの被害を最小限に止めるためには、行政の対応に加えて、「住民一人ひとりが自らの生命と財産は自ら守る」ということを認識し、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが効果的です。

そのため、市は、自主防災組織の結成促進及び育成を図る必要があることから、以下の対策等を実施します。

- 自主防災組織の育成支援
- 自主防災組織活動マニュアルの作成
- 企業防災の促進



## 第5節 防災知識普及

防災対策をより一層効果的に行うためには、自助、共助、公助が、それぞれの役割を十分果たすとともに、相互の密接な連携・協働のもとに行う取り組みが重要です。

そのため、市は、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、市民に防災思想、防災知識を普及啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図る必要があることから、以下の対策等を実施します。

- 一般住民に対する防災知識の普及
- 児童・生徒に対する防災教育
- 市職員や自主防災組織等に対する防災教育
- 病院や百貨店等の防災上重要な施設管理者に対する教育
- 自動車運転者に対する教育
- 災害教訓の伝承



## 第6節 防災訓練

南海トラフ地震や風水害等に対して防災体制を構築することが喫緊の課題であり、そのなかでも防災訓練は被害の軽減を図るうえで重要な位置づけとなります。

そのため、市は、関係機関や自主防災組織との協調体制の更なる機構強化を目的として各種の防災訓練を定期的実施します。

また、市民にもそれらの訓練に積極的に参加を呼びかけ、的確な災害対応を体得させる必要があるため、以下の対策等を実施します。

- 市が実施する訓練
- 保育所、幼稚園、学校及び社会福祉施設等が実施する訓練
- 自主防災組織や市民が実施する訓練
- 広域合同防災訓練



## 第3章 公助（行政が行う備え）

### 第1節 火災等予防

火災等による災害を未然に防止するとともに、発生した場合においては、災害の拡大を防止するため、危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努める必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 防火対象物や危険物製造所等の危険度の高い施設への査察
- 火災発生に備えた道路状況、消防水利等の調査
- 防火管理体制の強化
- 危険物施設の管理、危険物取扱者の指導強化
- 防火思想の普及
- 防火施設等の整備

## 第2節 ボランティア受入体制整備

---

災害時におけるボランティア活動は、被災者の生活の安定と再建を図るうえで、重要な役割を担います。

このため、災害発生時にボランティア活動が効果的に行えるよう、平常時からボランティア団体等との連携協力関係を構築しておくとともに、災害時にそのマンパワーを有効に活用できるよう、受入体制や活動環境の整備を積極的に行う必要があることから、以下の対策等を実施します。

- ボランティア団体との連携
- ボランティア活動普及啓発
- ボランティア活動支援

## 第3節 広域応援

---

市内において災害が発生し、自力による対応が困難な場合、他の市町村や防災関係機関の協力を得て、災害対策を実施する必要があります。

このため、市は、他の市町村や防災関係機関相互の連携を強化し、広域的な防災活動体制の充実・強化を図る必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 応援要請・応援受入体制の整備
- 消防機関の相互応援体制の整備
- 他市町村との応援活動体制の整備
- 消防機関の広域応援体制の整備
- 広域医療体制の整備

## 第4節 情報通信ネットワーク整備

---

大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関は被害状況を把握・伝達し、的確かつ迅速に緊急対策を実施するとともに、避難者等に対しては、適切な広報活動を行い、災害による社会的混乱を最小限に防止する必要があります。

このためには、迅速かつ的確な情報の収集及び伝達が不可欠であり、市及び防災関係機関は、最新の情報通信技術を駆使した情報通信ネットワークを整備し、維持・管理する必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 情報通信体制の整備
- 災害情報を収集・伝達するための防災通信システムの整備
- 被害状況の集計・分析等を行うための防災情報システムの整備

## 第5節 防災拠点施設管理

---

大規模な災害が発生した場合、住民の安全を守るとともに、円滑な災害応急対策活動が実施できるよう、防災拠点施設を整備し、確実な維持管理に努める必要があります。

また、施設内の資機材及び物資の整備、充実に努める必要があることから、以下の対策等を実施します。

- 情報通信体制の整備
- 防災拠点施設の整備・維持・管理
- 大規模太陽光発電施設の活用

# 第3編 災害応急対策計画

## 第1章 公助（行政が市民等と協働して行う備え）

### 第1節 災害情報収集・伝達

---

市は、災害発生後の初動期において、災害応急対策を実施するために、最も重要な情報の収集及び伝達を迅速かつ正確に行う必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 通信手段の確保
- 災害情報の収集
- 災害情報の処理
- 災害情報の伝達
- 被害状況等の相互伝達
- 被害状況等の避難所への伝達

### 第2節 災害情報広報

---

災害が発生する等した場合には、被害の状況、応急対策の実施状況等を住民に周知し、人心の安定と社会秩序の維持・回復を図る必要があります。

また、特に津波に関する情報については、災害時要援護者をはじめ、地域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者その他公私の団体並びに船舶、漁業等に対し、正確かつ広範に伝達されるよう配慮する必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 広報のための情報収集
- 防災行政無線、広報車等による住民等への広報
- 取材への対応

### 第3節 避難

住民の生命、身体の安全を確保するため、必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとる必要があります。

特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化する必要があります。

このため、避難勧告及び避難指示のほか、地域住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、特に避難行動に時間が必要な人に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報の伝達を行います。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

#### ○ 避難準備情報・避難勧告・避難指示

	措置	実施の基準
避難準備情報	避難準備の指示	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況のとき。
避難勧告	立ち退きの勧告及び立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
避難指示	立ち退き及び立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。

#### ○ 避難計画

市民は、地震による津波、家屋の倒壊及び火災の発生等により身の安全を図る必要が生じた場合、市が指定した緊急一時避難場所、津波避難目標地点のほか、自己の判断で津波浸水想定区域外にある最寄りの公園、広場、空地、学校運動場等の広い空地へ自主的に避難します。



#### ○ 警戒区域の設定

市は、災害が発生等した時には、警戒区域を設定し、関係者以外の警戒区域への立入りを制限し、禁止又は退去を命じます。

#### ○ 避難誘導

消防職員、消防団員、警察官等は、市民が安全かつ迅速に避難できるよう、避難先への誘導に努めますが、避難は市民が自主的に行うことを原則とします。

#### 第4節 指定避難所設置運営

---

災害によって自宅等が被害を受けるなどして、引き続き避難の必要な被災者等に対しては、指定避難所を開設し、応急的な食料等の配付等を行い、一時的に収容保護する必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

##### ○ 指定避難所の開設

- 市は、指定避難所となる施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所を指定し、住民への周知徹底に努めます。
- 高齢者等の災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めます。

##### ○ 指定避難所の管理運営

- 指定避難所の運営は、市が適切に行い、運営に関する事項を定めます。
- 指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力をお願いします。
- 避難者の状況を早期に把握し、避難時における生活環境を常に良好なものとするよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮します。
- 特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て、家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めます。

※指定避難所については、資料編参照

#### 第5節 消防

---

この計画は、小松島市における大規模な火災等の事故又は暴風、洪水、豪雨、高潮、その他の異常な現象による災害からの被害を最小限に軽減し、市民の生命、身体、財産を保護するための計画です。

市は、この計画のために以下の対策等を実施します。

##### ■ 消防計画

- 災害警防
- 火災警防
- 危険物、林野火災、船舶火災、車両火災、建築物密集地等の火災、放射性物質、特殊建築物、排出油災害事故の防御・対策

##### ■ 消防活動

- 消防活動の基本方針の作成
- 初動体制の確立
- 情報収集計画
- 火災防御活動



## 第6節 救援・救護

災害により避難している方は、生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合であっても、基本的な生活物資は確保されなければなりません。

このため、市は特に、飲料水、食料、生活必需品等の応急物資の供給を積極的に行うとともに、生活に必要な情報についても適宜提供する必要があります。

また、指定避難所においては、避難者が健康的な生活を維持していくために、防疫、健康管理、入浴施設等についても配慮する必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 飲料水の供給
- 食料の供給
- 生活必需品の供給
- 生活情報の提供
- 避難者の健康管理や避難所の防疫活動



## 第7節 災害時要援護者支援

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、養育にかける児童、病人、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者は、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることが困難であるため、災害時要援護者の実状に応じた配慮を行う必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 社会福祉施設における支援
- 災害時要援護者に対する支援
- 外国人等に対する支援



## 第2章 公助（行政が行う備え）

### 第1節 災害対策本部設置

市の地域において災害が発生等した場合は、防災関係機関はもとより民間団体、自主防災組織や住民等も含めて、一致協力して災害の拡大の防止と被災者の救援救護に努め、被害を最小限に止める必要があります。

このため、市は、防災対策を総合的かつ迅速に行う必要があると認めるときは、災害対策本部等を設置し、防災業務の遂行にあたる必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 災害対策本部の設置・廃止
- 災害対策本部の運営

## 第2節 職員参集・動員

---

市の地域において災害が発生等した場合は、災害対策を迅速かつ的確に実施する体制を直ちに整えるため、市職員の参集及び動員の方法をあらかじめ定めておく必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 職員非常配備
- 職員非常動員

## 第3節 緊急輸送路等確保

---

大規模な災害が発生した場合には、道路に障害物が散乱するなど被災者の救援救護活動はもちろん、緊急物資の輸送にも支障が生じるおそれがあります。

このため、道路復旧、通行規制、防災ヘリポートの運用など緊急輸送を迅速かつ円滑に行うための対策を実施する必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 緊急輸送路の確保
- 緊急輸送拠点の確保
- 防災ヘリポートの開設

## 第4節 医療救護活動

---

市は、災害時における応急医療体制を確立するため、あらかじめ地元医師会及び徳島赤十字病院と災害・事故時等の医療救護に関する協定書を締結し、関係医療機関及び関係防災機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 応急医療体制確保
- 応急医療活動
- 後方支援活動

## 第5節 救助

---

災害のため、生命身体が危険な状態にある人、又は生死不明の状態にある人に対する救助活動は、各関係機関の協力のもと迅速な活動を実施する必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 救助のための情報収集・伝達
- 救助体制整備

## 第6節 消防防災ヘリコプター活用

---

市は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、必要があると認められるときは、県消防防災ヘリコプターの出動を要請します。

## 第7節 応援要請・受入体制整備

---

市の地域において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合は、相互応援協定等に基づき、すみやかに他の地方自治体等に応援を要請し受入体制を整備する必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備
- 消防相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備
- 公共的団体との協力体制整備

## 第8節 自衛隊災害派遣要請

---

災害が発生した場合、市は、災害規模等に関し収集された情報等に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では災害応急対策又は災害復旧対策を実施することが困難と判断したときは、すみやかに知事へ自衛隊の派遣を要請し、迅速かつ的確な応急対策を行う必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 災害派遣要請
- 災害派遣部隊受入
- 災害派遣部隊撤収要請

## 第9節 災害救助法適用

---

市内において一定基準以上の災害が発生し、応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し応急的・一時的な救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図ります。

## 第10節 ボランティア活動受入

---

災害により大きな被害が発生した場合、災害に対する応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、行政や防災関係機関の活動のみならず、民間の団体や個人による各種のボランティア活動が必要となることが予測されます。

このため、市は社会福祉協議会と連携しながら、災害時の各種ボランティア団体との協力体制を確立し、効果的なボランティア活動が行えるよう支援する必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- ボランティア団体の受入
- ボランティアのニーズについての情報提供
- ボランティアセンターの設置

## 第 1 1 節 文教対策

---

災害のため、平常の学校教育の実施が困難になった場合は、乳幼児・児童・生徒の安全を図るとともに、応急教育を実施する必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 乳幼児・児童・生徒の安全確保
- 応急教育・保育実施

## 第 1 2 節 被災者保護・援護

---

災害により被災した人に対して、市は以下の対策等を実施します。

- 安否情報の提供等
- 被災証明書の交付
- 被災者台帳の作成

## 第 1 3 節 緊急輸送実施

---

災害が発生した場合には、被災者の避難、物資の輸送等は災害応急対策活動の根幹となるため、輸送手段の確保等緊急輸送にかかる業務を迅速かつ的確に行う必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 緊急輸送車両の確保

## 第 1 4 節 交通確保

---

災害時において、負傷者の搬送、災害対策要員、応急対策実施用資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、不通箇所の通報連絡、交通規制措置の実施等交通を確保するための対策を、迅速かつ的確に行う必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 道路交通状況の把握
- 交通規制の実施

## 第 1 5 節 建築物応急復旧

---

災害のため、住居を滅失又は破損した人で、自力で住宅の確保や応急修理ができない人等に対し、迅速に住居を提供し、被災者の生活を安定させる必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 被災した建築物の応急危険度判定
- 応急仮設住宅建設
- 住宅応急修理
- 障害物除去
- 労働力の提供

## 第16節 公共施設等応急復旧

---

道路や河川等が災害により損壊した場合、避難、救出、災害応急対策等の活動を行う上で大きな障害となるため、これら公共土木施設が被災したときは、直ちに応急復旧の措置を行う必要があります。

また、水道、電気、電話等のライフライン施設は、住民の日常生活はもとより、社会・経済活動を行う上で欠くことのできない施設であるとともに、これら施設が損壊により機能が停止した場合、人心に与える影響は非常に大きいものとなります。

このため、災害発生後直ちに、ライフライン関係機関は相互に連携を図り、それぞれの施設の機能の維持及び回復の活動を行う必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 公共土木施設（道路・河川）応急復旧
- 水道施設応急復旧
- 電気・電話施設応急復旧
- 液化石油ガス応急復旧

## 第17節 清掃

---

大規模な災害の発生により、道路の損壊や障害物等により、一時的に通常のごみ・し尿の処理・収集を行うことが困難になる一方、倒壊家屋等から大量のがれきが発生することが予想されます。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- ごみ・し尿、がれき処理

## 第18節 行方不明者・遺体捜索・処理及び火葬

---

大規模な災害が発生した場合は、行方不明者等を捜索するとともに、遺体の一時保存・検案等の処理を行い、かつ応急的な措置として火葬を行う必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 行方不明者・遺体捜索
- 遺体処理
- 遺体火葬

## 第19節 義援金品配分

---

住民、他自治体等からの県、市、日本赤十字社に寄託された被災者あての義援金品については、受付、保管、配分を確実、迅速に行う必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 義援物資の取扱いに関する広報
- 義援金品受付
- 義援金品保管
- 義援金品配分

## 第4編 災害復旧・復興計画

### 第1章 公助（行政が行う備え）

#### 第1節 災害復旧・復興計画の策定

市は被災地域の再建を行うために、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し、災害復旧・復興計画を策定します。

- 基本方針の策定
- 災害復旧・復興計画
- 公共施設災害復旧計画
- 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

#### 第2節 被災者生活安定化

災害が発生した場合、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊する等、大きな痛手を被ることが予想されることから、被災者の生活確保に関する各種措置を講ずることにより住民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図る必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 災害弔慰金等支給・貸付
- 雇用機会の確保
- 応急融資
- 被災者生活再建支援金支給
- 生活相談

### 3 地震・津波災害対策編

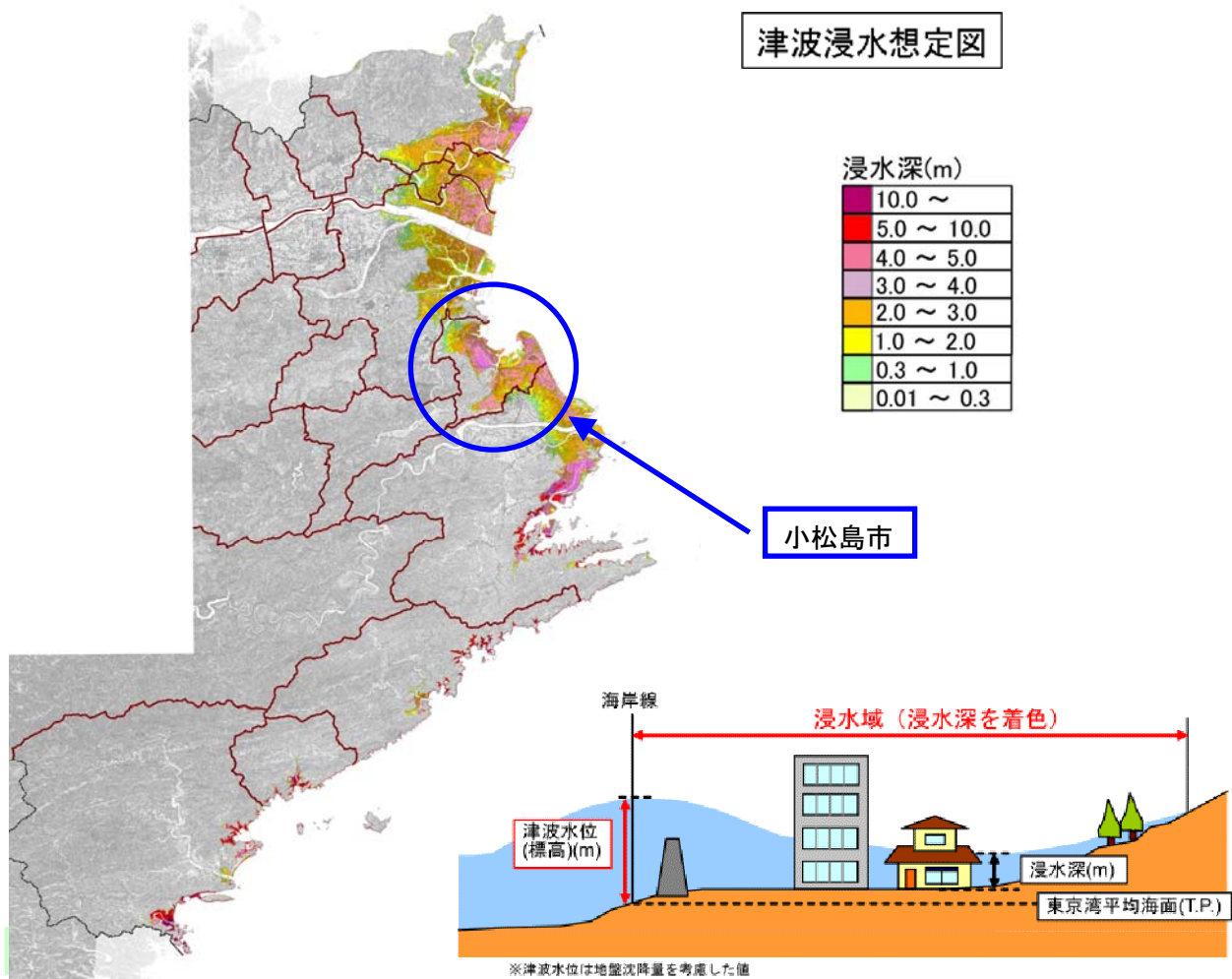
## 第1編 地震・津波浸水想定

### 第1章 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定概要

平成24年8月に国が公表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定」を基に、県管理河川や最新の地形データ等を加え、県が最終的な被害想定等を平成24年10月に公表しました。

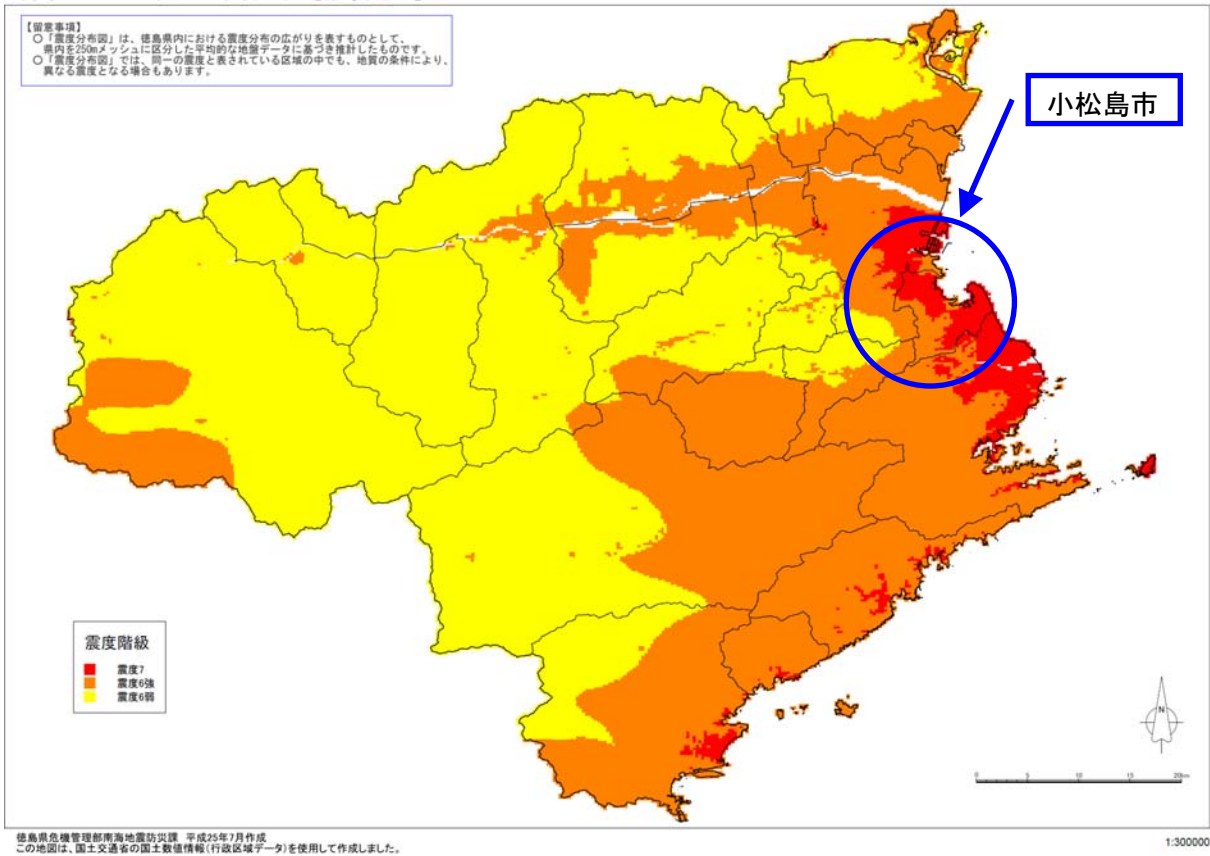
南海トラフ地震の概要	
想定震度	南海トラフの巨大地震（内閣府中央防災会議モデル：平成24年8月）
地震規模	マグニチュード9.1（津波断層モデル）
予想震度	震度7（小松島市最大値）

### 第2章 徳島県津波浸水想定（平成24年10月）



### 第3章 徳島県南海トラフ巨大地震震度分布想定（平成25年7月）

南海トラフ巨大地震による震度分布図【徳島県想定】



## 第2編 災害予防計画

### 第1章 公助（行政が行う備え）

#### 第1節 建物の耐震化

阪神・淡路大震災における建築物の被害状況をみると、現行の建築基準法による耐震設計基準を満足させていない建築物に被害が多く集中していることから、それらの耐震性能を有さない既存建築物に対し耐震診断及び耐震改修を行い耐震性能の向上を図る必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 建築物等の耐震化推進
- 防災対策拠点施設の耐震化推進
- 市が管理又は運営する施設に対する対策





## 第2節 土砂災害等予防

---

地震及び津波による被害を最小限に止めるためには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地に適した土地利用を行うとともに、災害発生の危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努める必要があります。

そのため、市は、以下の対策等について実施します。

- 土砂災害危険度調査
- 土砂災害等予防対策推進

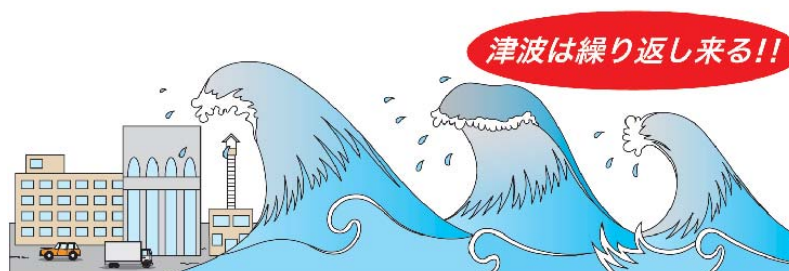
## 第3節 津波浸水予防

---

市は、地震発生時における津波については、個人の避難行動が特に重要であることから、市及び防災機関は、津波の危険や避難方法を住民及び船舶等に対して広く啓発します。

また、津波によって、浸水が予測される地域について事前に把握し、避難勧告・指示等の具体的な対策をあらかじめ検討しておくとともに、住民等に対し周知を図ります。

- 津波浸水予測図作成・活用
- 津波避難のための整備
  - 避難場所の整備・周知
  - 市民や消防団等との協働による避難誘導體制の整備
  - 津波避難訓練
- 津波対策施設の整備（防災情報システム、津波防波堤、避難タワー、四国横断自動車道避難場所など）
- 津波・浸水予防施設の整備（海岸堤防、河川施設など）
- 津波・浸水時の被害予防対策
  - 津波浸水予測図の周知
  - 津波の危険や警報、避難勧告・指示の意味合い、避難方法などの周知
  - 津波ハザードマップの整備及び周知
  - 避難場所・避難路等への案内板や標識等の設置 など
- 津波に強いまちづくり
  - 「地域防災地域づくりに関する法律」に基づく「推進計画」の作成
  - 避難場所、避難路など避難関連施設の計画的整備
  - 建築物や公共施設の耐浪化



○ 津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

#### 第4節 火災等予防

地震・津波時の二次的災害として火災があり、東日本大震災においても、地震・津波後に大きな火災の発生がみられました。

このため、出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の火災予防の指導及び消防力の整備を図る必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 出火予防対策
- 火災予防立入検査等の強化
- 消防力の充実、強化

## 第5節 危険物施設等の災害予防

---

市は、地震・津波による危険物の災害の発生防止のため、保安体制の強化を図ります。  
また、保安教育及び訓練の徹底と自衛消防組織の育成及び防火思想の普及を図ります。

- 危険物の災害予防
- 自衛消防隊の編成
- 高圧ガス・液化石油ガス・毒物劇物の災害予防
- 放射性物質の災害予防

## 第6節 水道施設の災害予防

---

市は、ライフラインである水道施設の被災防止のため、以下の水道施設の整備を図ります。

- 水道施設の耐震化
- 二次災害（貯留水の流出、有毒物質漏えいによる被害等）の防止
- 応急復旧対策

## 第7節 都市防災機能の強化

---

都市機能の集積と都市活動の複雑化の進展に伴い、都市災害はその被害を大規模化させていく傾向にあります。

このような状況から災害を防除し、災害による被害を最小限に食い止めるため、市は、防災空間の確保、建築物の不燃化の促進、市街地の再開発等を図ることにより都市の防災化対策を推進するため、以下の対策等を実施します。

- 防災空間の確保
- 建築物の不燃化推進
- 市街地開発事業による都市整備



## 第8節 液状化対策

---

地震に伴う埋立地等の液状化による被害を防止するため、市は、必要な措置を実施します。

## 第9節 災害時帰宅困難者等対策

---

地震発生時には、多数の旅行者や、遠距離通勤者等が帰宅困難者となる恐れがあり、避難及び帰宅の支援を行う必要があります。

市は、こうした人々に対して適切に対応できる体制を確保するよう努めるため、以下の対策等を実施します。

- 帰宅困難時の対応策の普及啓発
- 災害時帰宅困難者支援宣言の店の確保
- 企業等への普及啓発
- 安否確認手段の支援

## 第10節 自治体業務継続計画（BCP）

市は、災害発生時でも、市民生活に密着する行政サービスの提供や基幹業務等の「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められているため、業務継続計画（BCP）の策定・運用に努める等、大規模地震時における業務継続の体制を図ります。

- 業務継続計画（BCP）の策定・運用
- 業務継続の体制整備

## 第11節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法の施行により、県は、平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、県の防災対策の強化を図っています。

このため、市は、地震防災上緊急に整備すべき市内の施設等について抽出するとともに、対策の実施に努めます。

## 第12節 地震・津波災害対策に関する調査研究

地震対策を総合的、計画的に推進するため、地震による地盤震動、液状化、斜面崩壊、津波等によって災害発生が予想される危険個所や建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について調査・研究等を行います。

# 第3編 災害応急対策計画

## 第1章 公助（行政が行う備え）

### 第1節 東海地震の警戒宣言に伴う備え

市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていませんが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を行うことにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保します。

- 市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- 原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。

## 4 風水害対策編

### 第1編 災害予防計画

#### 第1章 公助（行政が行う備え）

##### 第1節 水害予防

市は水害を予防するため、次の事業を計画的に実施します。

- 治水事業
- 内水排除対策
- 警戒避難体制の整備
- 都市排水対策
- 局地的集中豪雨対策
- 河川や水道工事現場での安全対策
- 施設管理者等の安全対策

##### 第2節 風害予防

市は、風害を防止または被害の拡大を防止するため、通信施設及び電気設備の防災対策の強化を図ります。

- 保安林整備
- 農作物の被害予防対策
- 電気・通信施設の防災対策

##### 第3節 高潮・浸水予防

高潮に対しては、河川、港湾、漁港等の堤防、護岸及び防潮堤等について、海岸保全事業等を推進することにより被害の防止を図ります。

また、施設の整備による対策とともに、円滑な避難が行われるために情報伝達や警戒避難体制の整備を図るため、以下の対策等を実施します。

- 海岸堤防施設の整備
- 高潮・浸水時の被害予防対策

#### 第4節 土砂災害等予防

---

災害による被害を最小限に止めるためには、その土地に適した土地利用を行うとともに、災害発生の危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努める必要があります。

そのため、市は、以下の対策等を実施します。

- 土砂災害危険度調査
- 土砂災害等予防対策推進
- 崩壊危険地の災害防止

#### 第5節 建築物災害予防

---

市は、建築基準法に基づき、建築物の被害の防止又は軽減を図るため、以下の対策等を実施します。

- 災害危険区域指定
- 安全確保についての指導

#### 第6節 雪害予防

---

市は、豪雪による被害を未然に防止し、発生した災害の拡大を防止するため、次の雪害対策を実施する必要があります。

- 気象情報の連絡
- 道路除雪対策
- 交通の規制及び指導
- 農林施設作物の雪害対策
- 雪害予防知識の普及

#### 第7節 気象業務整備

---

県と気象庁徳島地方気象台は、大雨特別警報または大雨警報発表中において、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対策を適時適切に行えるようにしました。また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする「土砂災害警戒情報」を共同発表します。

○ 徳島地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準

(平成 24 年 5 月 29 日現在)

種 類		発 表 基 準
気 象 注 意 報	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあり、具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上と予想される場合。
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあり、具体的には、平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上と予想される場合。
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあり、具体的には、 平坦地において、1 時間雨量が、30mm 以上、 平坦地以外においては、3 時間雨量が、50mm 以上 のいずれかが予想される場合。 又は、土壌雨量指数基準 120mm 以上が予想される場合。
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあり、具体的には、24 時間の降雪の深さが 5 cm 以上と予想される場合。
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあり、具体的には、視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合。
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想され、具体的には、最小湿度が 40% 以下で、実効湿度が 60% 以下と予想される場合。
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあり、具体的には、積雪の深さが 50 cm 以上であり、 ・降雪の深さ 20 cm 以上 ・気象台における最高気温 7℃ 以上 ・降水量 10 mm 以上 のいずれかが予想される場合。
	着雪注意報	着雪によって災害が起こるおそれがあり、具体的には、気温が -2℃ ~ 2℃ の条件下で 24 時間の降雪の深さが 20 cm 以上と予想される場合。
	霜注意報	晩霜によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想され、具体的には、晩霜期を対象とし、最低気温が 4℃ 以下と予想される場合。
低温注意報	低温によって農作物に著しい被害が起こるおそれがあると予想され、具体的には、気象台における最低気温が -3℃ 以下になると予想される場合。	
※	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。

種 類		発 表 基 準
高 潮 注 意 報		台風等による海面の異常上昇により災害が起こると予想され、具体的には、小松島港の潮位が、東京湾平均海面（T.P）上 1.4m以上と予想される場合。
波 浪 注 意 報		風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあり、具体的には、有義波高が3m以上と予想される場合。
※ 浸 水 注 意 報		浸水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪 水 注 意 報		大雨、長雨による洪水によって災害が起こるおそれがあり、具体的には 平坦地において、1時間雨量が、30mm以上、 平坦地以外においては、3時間雨量が、50mm以上のいずれかが予想される場合。
那賀川 洪水注意報		基準地点（古庄）の水位が、はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、徳島地方气象台と那賀川河川事務所が共同して那賀川はん濫注意情報を発表する。
気 象 警 報	暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
	暴 風 雪 警 報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
	洪 水 警 報	大雨、長雨等による洪水によって重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には 平坦地において、1時間雨量が、50mm以上、 平坦地以外においては、3時間雨量が、80mm以上のいずれかが予想される場合。
	大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、24時間の降雪の深さが30cm以上と予想される場合。
※ 地 面 現 象 警 報		大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等の地面現象により重大な災害が起こるおそれがある場合。
高 潮 警 報		台風等による海面の異常上昇により重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、小松島港の潮位が東京湾平均海面（T.P）上、1.8m以上と予想される場合。
波 浪 警 報		風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、有義波高が6m以上と予想される場合。
※ 浸 水 警 報		浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。



種 類	発 表 基 準
大 雨 警 報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には平坦地において、1時間雨量が、50mm以上、平坦地以外においては、3時間雨量が、80mm以上のいずれかが予想される場合。 又は、土壌雨量指数基準155以上が予想される場合。
那 賀 川 洪 水 警 報	基準地点（古庄）水位が、水位予測に基づきはん濫危険水位に達することが見込まれるときに那賀川はん濫警戒情報、はん濫危険水位に達したときに那賀川はん濫危険情報、洪水予報区間内で、はん濫が発生したときに那賀川はん濫発生情報を徳島地方気象台と那賀川河川事務所が共同して発表する。

- ◆注1 ※を付した注意報、警報はこれらの標題は用いないで、気象注意報、気象警報に含めて行う。
- ◆注2 発表基準欄に記載した数値は、徳島県における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり、社会環境や先行気象状況により変更することがある。
- ◆注3 注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が発表されたときに切り替えられるものとし、解除されるときまで継続される。
- ◆注4 水防活動の利用に適合する予報及び警報のうち水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報、水防活動用高潮注意報・警報は高潮注意報・警報、水防活動用洪水注意報・警報は洪水注意報・警報をもって代えるものとする。

○ 特別警報

- 警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、最大限の警戒を呼び掛けるため、「特別警報」を発表します。

特別警報の発表基準

種類	概要
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪に伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が派生するおそれが著しく大きいときに発表される。

## 第2編 水防計画

この計画は、徳島県知事から指定された指定水防管理団体たる小松島市が、小松島市における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、小松島市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として作成しています。

## 5 大規模事故等災害対策編

### 第1編 災害予防計画

#### 第1章 公助（行政が行う備え）

##### 第1節 海上災害対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対する対策については、本計画に定めています。

##### 第2節 航空災害対策

航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空機事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策については、本計画に定めています。

##### 第3節 鉄道災害対策

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策については、本計画に定めています。

##### 第4節 道路災害対策

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策については、本計画に定めています。

##### 第5節 危険物等災害対策

危険物の漏洩・流出、火災、爆発等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩・流出等の発生といった危険物等に対する対策については、本計画に定めています。

##### 第6節 大規模な火事災害対策

大規模な火事災害に対する対策については、本計画に定めています。

##### 第7節 林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の消失といった林野火災に対する対策については、本計画に定めています。

## 第8節 原子力災害対策

---

原子力事業者の原子炉の運転等、事業所外運搬により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るための必要な対策について、市がとるべき措置については、本計画に定めています。

# 第2編 災害応急対策計画

## 第1章 公助（行政が行う備え）

### 第1節 海上災害応急対策

---

船舶事故等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対する応急対策については、本計画に定めています。

### 第2節 航空災害応急対策

---

航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空機事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する応急対策については、本計画に定めています。

### 第3節 鉄道災害応急対策

---

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する応急対策については、本計画に定めています。

### 第4節 道路災害応急対策

---

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する応急対策については、本計画に定めています。

### 第5節 危険物等災害応急対策

---

危険物の漏洩・流出、火災、爆発等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩・流出等の発生といった危険物等に対する応急対策については、本計画に定めています。

### 第6節 大規模な火事災害応急対策

---

大規模な火事災害に対する応急対策については、本計画に定めています。

## 第7節 林野火災応急対策

---

火災による広範囲にわたる林野の消失といった林野火災に対する応急対策については、本計画に定めています。

## 第8節 原子力災害応急対策

---

原子力発電所における特定事象及び警戒事象の発生、及び原子力緊急事態宣言が発出された場合に対する応急対策については、本計画に定めています。